

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準の改定概要

### 1 改定の主な理由

令和3年6月1日に施行される食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る処分基準（以下「風営適正化法に係る処分基準」という。）のうち、食品衛生法に係る条項について一部改定を行った。

### 2 改定内容

- (1) 食品衛生法の一部改正に伴う風営適正化法に係る処分基準の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」（以下「別紙2」という。）における条項の改定
- (2) 令和2年4月1日に施行された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）により、覚醒剤取締法の題名が改正されたことに伴う風営適正化法に係る処分基準の別紙2における当該題名を引用している箇所の改定
- (3) 脱字の修正、用語の整理等

### 3 対象となる処分基準（別紙2関係）

- (1) 風俗営業の許可取消し、停止命令（第26条第1項）
- (2) 飲食店営業の停止命令（第26条第2項）
- (3) 店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第30条第1項）
- (4) 店舗型性風俗特殊営業の廃止命令（第30条第2項）
- (5) 浴場業営業等の停止命令（第30条第3項）
- (6) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の5第1項）
- (7) 受付所営業の廃止命令（第31条の5第2項）
- (8) 無店舗型性風俗特殊営業の停止命令（第31条の6第2項第2号）
- (9) 受付所営業の廃止命令（第31条の6第2項第3号）
- (10) 店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の15第1項）
- (11) 店舗型電話異性紹介営業の廃止命令（第31条の15第2項）
- (12) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の20）
- (13) 無店舗型電話異性紹介営業の停止命令（第31条の21第2項第2号）
- (14) 特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令（第31条の25第1項）
- (15) 飲食店営業の停止命令（第31条の25第2項）
- (16) 飲食店営業の停止命令（第34条第2項）
- (17) 興行場営業の停止命令（第35条）
- (18) 特定性風俗物品販売等営業の停止命令（第35条の2）
- (19) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第2項）
- (20) 接客業務受託営業の停止命令（第35条の4第4項第2号）

### 4 施行日

令和3年6月1日